

文字をめぐる思弁から

—文章と文字との対応関係についての覚書—

乾 善 彦

はじめに

文字ことばとの関係について、以前、「言語における書記の位置付けに関する覚え書き—『国語文字史原論』のために—」（女子大文学国文篇48号、一九九七・三、のち『漢字による日本語書記の史的研究』（二〇〇三、塙書房）に補訂して所収、以下、前稿とよぶ）において、考えたことがある。しかしながら、十年以上たつた今、その稚拙な部分が明らかになってきた。そ

とは、表現された「ことば」の「かたち」（スタイル・文章の様式）をさすのであって、「音韻」に還元できる「言語」に帰するものである。したがって、現代語の漢字仮名交じり文の「文体」を考えるときに、漢字の多寡や表記による違いは、表記体の差ではあつても文体の差とは考えない。

一 書記を構成することば

前稿において、書き手・読み手・ことばによつて構成される言語場が、読み（あるいは書写）の繰り返しによつて再構成を繰り返し、空間的・時間的にはなれた不特定多数の読み手によつてあらたな言語場が構成され続けるところに、音声言語（音声によって出力されたことば）との差異を確認した。しかしながら記体」という概念の再検討をおこないたい。なお、ここで「文体」

ら、この時におこなわれる「ことば」の質にまでは記述が及ばなかつた。そこに単なる「書記される言語（言語の書記）」を想定しただけであつた。

書かれたことば（文字列）は、それが「言語」を書いたものであるかぎり、音韻（音象徵）によつて構成される「ことば」を書きとめたものとして考えなければならない。しかして、その結果（書かれた文字列）は、かならずしも意図した「言語」（音韻）、あるいは音声によつて実現される「ことば」に忠実に還元できるものではない。それは、書くという行為が言語あるいはことばのいかなる部分を書きとめ、いかなる部分を書きとめないか、あるいは、文字によつてあらわされない要素と付け加えられる要素があるという、書記のシステムにかかつてゐる。この考えは今もかわらない。ただ、その様に言語場が再構成され続けると考へたとき、書き手の書きしるそうとした「言語」と、読み手が読み取ることのできる「言語」とは必ずしも一致しないことが往々にしておこる。もちろん、音声言語による伝達であつてもそれは少なからず生じるものであり、そこに言語の本質（ランゲとパロールとの二面性）があるわけだが、書記言語（文字によつて出力されたことば）の場合は、書き手と読み手とが空間的・時間的に隔絶しており、場を共有しえないことによつ

てそれが大きな差となつてあらわるのである。とくに、日本語の場合、表語文字である漢字で記された「ことば」は、漢字には複数のヨミの可能性があり、その音形式をその文字だけでは直接限定しえないことによつて、意図された音韻（話し手のことば）と還元された音韻（読み手のヨミ）との差異が、表音文字（あるいは漢字の表音用法）によるよりもいっそう乖離してしまう可能性を内在しているといえる。それは、音韻（音象徵）への還元を放棄してゐるかのようにもうつる。

かめいたかしが「古事記は よめるか」と問うた真意はまさにそこにある。『古事記』についていえば、近年の研究は、序文に展開された書記への意欲を具現するような、本文における書き手の工夫（一つのヨミに還元できるような、書き手による周到な装置）の読解によつて、確実なヨミの再構成（話し手の意図したことばへの還元）を求める方向にある。たしかに、そこに示された「書記の工夫」には、單に漢字表現するだけでなく、たしかなヨミに還元するための周到な工夫がある。それは一見、「読めるけれどもヨメない」とするかめいの議論とは齟齬するようにもみえる。ただし、かめいが「ヨメない」とするのには、あくまでも、漢字の表語用法を主とする表記全体の特性を、表音文字によるそれと対比させていつてゐるのであり、近年の

多數報告されるようになった文書木簡との類似性によつて、また、ウタが書かれた木簡の多數の出現によつて、古代の書記全體が俯瞰できるようになつた今、『古事記』の文体が、正倉院文書や文書木簡にみられるものと共通の基盤をもつと考えるかぎり、ひとつ『古事記』に周到なヨミへの工夫があつたとしても、その本質においては、正当な、そして首肯されるべき議論なのである。

『古事記』や『万葉集』など、ヨミへの還元がなんらかの方

法で保証されるような書記は、比較的、意図されたことばへの還元が容易である。もちろん、ことば以上の情報（表現）を、

漢字表現は意図している。それは話されることばにはない、書かれたことばの特長である。それをどこまで読み取るかということと、伝達される「ことば」をヨミとするということとは、古代の現実はともかく、書かれたものを読むという言語行為からすると、また別次元の問題である。『万葉集』の歌々や『古事記』

からである。それは、犬飼隆が「精鍊」というよくな、当時の書記全般からすればきわめて特殊な、ある意味ひとつの「達成」ともいえる文字表現の結果なのである。これに対し、それらの基盤となる、日常の文字表現、つまり正倉院文書や文書木簡などにみられる、いわゆる変体漢文による書記は、まさに、かめいの議論の真に対象となるものであり、それは書かれるべきことばと意図されることば、そしてよまれることばとの一対一の対応を保障するものではないといえる。

二 漢文的措辞と訓読

具体例をあげよう。次にあげるのは、以前取り上げた^(注3)「他田日奉部直神護」の解文（正倉院文書正集44（大日本古文書3-150）である（～）は宣命書きの部分）。

謹解 申請海上郡大領司仕奉事

中宮舍人左京七條人從八位下海上國造他田日奉
部直神護（我）下總國海上郡大領司（尔）仕奉

（止）申故（波）神護（我）祖父小乙下忍難波 朝庭
少領司（尔）仕奉（支）父追廣肆宮麻呂飛鳥

朝庭少領司（尔）仕奉（支）又外正八位上給（弓）藤

の研究は求められている。そこに高度な文字使用の実現を見る

原朝庭〈尔〉大領司〈尔〉仕奉〈支〉兄外從六位下勲

十二等国足奈良・朝庭大領司〈尔〉仕奉〈支〉神

護〈我〉仕奉狀故兵部卿從三位藤原卿位分資

人始養老二年至神龜五年十一年中宮舍人

始天平元年至今廿年 合卅一歲是以祖父

父兄〈良我〉仕奉〈祁留〉次〈尔〉在故〈尔〉海上郡大領

司〈尔〉仕奉〈止〉申

この文書は、文章全体に宣命書きが採用されて、その点では、

ヨミが強く意識されているように見える。一方で、冒頭の一行

は、正倉院文書その他に見える多くの解文の冒頭形式であり、

通常はこれを「謹みて海上郡の大領司に仕へ奉らむ事を申し請

ふと解す」とか「謹みて解す 海上郡の大領司に仕へ奉らむ事

を請ふと申す」「謹みて解す 申し請ふ 海上郡の大領司に仕

へ奉らむ事を」とか読まれるが、これは中国の文書形式とも一

致し、漢文的措辞をとっているのであるから、その訓讀は日本

語で発想されるものとは基本的に異なる。つまり、日本語での

発想は「海上郡の大領司に仕へ奉らむ事」を朝廷に「申し請ふ」

ことなのであり、それを漢文的枠組みの「謹解 申請(事)」と

いう枠組みにあてはめて書記したことである。したがつ

て「申請」の部分を日本語の語順にしたがつて訓ることももち

ろん考えうるが、あるいは後世の訓み方のように、枠組みにしたがつた訓み方をすることも考えられ、どのように訓讀するかは指定されていなし、それがどのような「ことば」だったのかは、確定しがたいのである。

また、後半で神護の経歴を述べる部分、「始養老二年至神龜五年十一年中宮舍人始天平元年至今廿年」も、漢文的な部分である。これについて、先の拙稿で次のように述べた。

この部分、小谷博泰『木簡と宣命の国語学的研究』

（一九八六、和泉書院、初出は一九八三）のように「()を始めて()に至るまで」という統日本紀宣命に用いられたような訓みかたをとることも考えられ、また、奥村悦

三「話すことと書くこととの間」『国語と国文学』六八一五（一九九五・五）、「書くものと書かれるものと」『狀況一九九六別冊』（一九九六・五）の指摘するように、これを漢文訓読的な語法として、万葉集に見られるような「()り()まで」をとることも考えうる。しかして、正倉院文書にはこのような期間をあらわす表現は多く見られ、そこでは、「起・自・始()至・迄・及()」などの文字が使用されおり、その点では「はじめて、いたる」に限定されるわけではなく、「()より()まで」の読み方に妥当性を感じる。

ただし、続日本紀宣命などの読み方も、散文としては成立していたとするならば、「(年月)を始めて」の言い方は宣命には確例がなく「(年月および今)に至るまで」は確例があるので、「(より)に至るまで」とするのが今のところ適当ではないかと考えている。

いささか中途半端なヨミに帰着した。漢文訓読的にヨムか、和文的にヨムかで統一した方が自然だとは考えたのだけれども、あえて両者をませたのには、訓読はどのようにでもありうるということを示したかったからである。究極的には、この訓読は、読み手に帰するヨミであり、やはり発想されたことばは日本語の発想で、それを漢文訓読のことばで発想しようと和文的なことばで発想しようと、それは示されてはいないのだとすべきであろう。そこにはことばではなく事柄を漢文の措辞にしたがつて書きしるすという当時のひとつの書記の方法がある。それは読み手にとっていくつかのヨミ（ことばの音への還元）の可能性を残したままの書記のあり方なのである。

この文書の訓読について、奥村悦三は、拙稿を批判するかたちで、この文書の骨組みと口頭語と文書語、あるいは書かれるものと書かれたものをめぐつて次のようにいう（奈良女子大学21世紀COEプログラム「古代日本形成の特質解明の研究教育

拠点」シンポジウム報告書、二〇〇六）。

「申・申」や「故は・故に」という、遠く離れた前後に同じ表現を置いて照應させる枠組みを二重に用いた「他田日奉部直神護解」の文章が、「口頭即ち音声によつ」で作られたことばであり、「文字はたんに音声の代用にすぎ」

ないと言つてよいのか？

そこには口頭のことば（翻訳語）と漢文の訓読によつて生じることば（訓読語）とが、どちらも書かれることばであることを示唆する。少なくとも、日常の話しことばのような日本語の音声言語として自然なものとは異なる要素が、そこにはみとめられるのであり、そしてそこにみとめられる書かれたことばをどのように確定するのか、その困難さが示されていよう。

三 和語と漢語、あるいは翻訳語と訓読語

構文的な要素と語彙的な要素とは、一応わけて考えなければならないだろう。「ほくはすつきやねん、あんたを、めつちや」と「アイはユーをベリーマッチにラブしとんねん」とは、どちらも英語か日本語かなどは問題とならない奇妙な日本語表現だけれども、実際、いわゆる変体漢文とは、程度の差はあれ、こ

のようなものがまじりあつた中間的な文体（たとえば「アイはすつきやねん、あんたが、ベリーマッチに」や「ぼくはあんたをラブしとんねん、ベリーマッチに」など）だとみて、おおきくはずれることはないだろう。最初から、英語を話すつもりはない点で、日本語としかいよいのが、われわれはここから、書かれるべき日本語として「ぼくはあんたがめつちやすつきやねん」さらには「私はあなたをとても愛しています」を想定することができるのか、できないのか。発想されることばと書かれることが、書かれたことば、そして読まれうことばとの関係、つまりことばと文字との関係はそんなところなのかもしれない。

もう少し具体的に考えてみよう。『土佐日記』の冒頭に「それのとしのしはすのはつかあまりひとひのいぬのときになかどです」とある部分、「何月何日」をいう場合に「十二月二十一日」を「しはすのはつかあまりひとひのひ」と和語で表現している。しかしながら、すでに指摘されているように、以後、日付をあらわす場合は漢字表記がつねに用いられ、それははたして和語でよむか字音でよむかはわからない（字音でよむべきことがいわれている）。だとすると、この部分は日付の表現が和語でよまれうることの可能性を示すのであるが、貫之が

日常のことばとしてつねにこのようないい方をしていたかどうか、この部分以降の日付の漢字表記はしめしているように思われる。『和名抄』にのせられる「大臣（オホイマウチキミ）」や「中納言（ナカノモノマウスツカサ）」「参議（オホマツリコトヒト）」などの官職名と和訓との関係は、このような話題によくとりあげられるが、それはそのまま、いわゆる変体漢文の訓読においてもあてはまる。『土佐日記』の場合、それが仮名で書かれているかぎりにおいて、構文的には日本語文そのものであり、ことばのかたちがそのまま記されていることになるが、それでも漢語としてあらわれるか、漢文訓読語としてあらわれるか、そのいずれが書かれるべきことばだったのか読まれるべきことばだったのか。貫之は日常、「しはすのはつかあまりひとひのひ」といつていたからそう書いたのか、あるいは通常は「十二月二十一日」を音読み語として認識していたけれども、仮名で書く段におよんで訓読的に書いたのか、それらを確定するまでの材料をわれわれはいまだ得てはいない。

これが、漢字専用のいわゆる変体漢文にあつてはなおさらである。桑原祐子『正倉院文書の訓読と注釈』（奈良女子大学21世紀COEプログラム報告集Vol.4）がしめした正倉院文書の請暇解の訓読によつて示されるのは、いつたいどのようなことば

なのだろうか。もちろん、訓読という作業が、書かれたものに對するひとつの解釈にすぎないことは、理解されているのであるけれど、「訓読作業を積み重ねることによって、いかなる言葉で事柄が記録され、理解されたのかという事実が解明されると考える。」（同書「はじめに」とされる「言葉」や、別のところで、「文字を書いて仕事する人」たちの「日常ふだん」の日本語）（二〇〇七年度萬葉学会全国大会要項集）とされる「日本語」という場合、書かれたもの（文字列）から読み取れるのは、いかなる「ことば」（言葉もしくは日本語）なのか。発想されることば、書かれることはば、そして読まるべきことばの、それぞれの次元でのさまざまの異なり、そしてその総合としての当時の「日本語」の「ありさま」の検討は、訓読のどこからどのようなものとして、取り出せばよいのか、すべて今後の検討にゆだねられることになる。たとえば、28と69にあらわれる「辛苦」について「音読とする」とだけ注されるが、『万葉集』卷三、大伴旅人の「在京荒有家尔一宿者益旅而可辛苦（都なる荒れたる家にひとり寝ば旅にまさりて苦しかるべし）」では、たしかに「辛苦」は「くるし」とよまれる。だとすれば、そこにあることばは、音読される「シンク」なんか訓読される「くるし」なのか。はたして、それを読み分ける（書

かれたことばとして決定できる）根拠をどこに求めうるのか。「「文字を書いて仕事する人」たちの、「日常ふだん」の日本語」が、どちらのようなことばであり、そのどちらかの「ことば」に対して、「いかなる言葉で事柄が記録され、理解されたのか」という事実が解明されるには、どのような手綱きが必要であり、それはどのように実現されるのか。まだまだ、わからぬことの方が多いのである。

書かれたことばを漢語ととらえるか和語ととらえるかは、後代ならともかく、漢字専用時代の書記にあって、それが漢語（字音語）として認識されたか、訓読語として認識されたか、訓読語の場合、それが正訓に近いものなのか思い切った意訳（義訓）に近いものなのか、さまざまな場合が考えられ、そこにことばのかたちを求めることが困難がともなう。『万葉集』において「朝参（テウサン／まゐり／あさまる）」の訓が確定しえないことと、「僧（ホフシ）」（⁽¹⁶⁾三八四六）がともに字音語であることを並べたときに、書かれことばと書かれことば、漢語と和語（字音語と訓読語、あるいは翻訳語）との微妙な関係を見る事ができるのである。やはり、かめいが「よめるか」と問い合わせたことの重さを、あらためて考えさせられる。いや、もう一度、あらためてしっかりと考えるべきなのである。

四 中国語構文の日本語、日本語構文の漢文

構文的な観点についても、同様のことはいえる（以下、正倉院文書の引用の○括弧の数字は先掲桑原報告書の通し番号）。

大原國持謹解 請暇日事

合伍箇日

右請穢衣服洗為暇日

如前以解（大原國持解、続修20、⑤）

これを「大原國持謹みて解す。暇日を請ふ事。合わせて伍箇日。」

右、穢れし衣服を洗はむが為に、暇日を請ふこと前の如し、以て解す。」と訓読することは、妥当な見解であろう。ただこの場合、本文の「請」字は「日」まで七字を読みますのでから返ることになる。これを上から順に読んでいて「右、請ふ、穢れし衣服を洗はむが為の暇日を」と読んでも、表現として、あるいはことは異なるけれど、おそらく事柄としてはかわらないだろう。「右請」は文書の定型である。その型に必要な情報を埋め込むことで書かれる文書が作られるとして、発想されることばがそのまま書かれるわけでもなく、あえてことばにするならば、「右請」という文型を思い描き、そしてそ

こに内容を埋め込むという手続きがとられたのではないか。「穢れし衣服を洗はむが為」という理由と、「暇日を請ふ」という事柄を文字にうつすとき、「穢れし衣服を洗はむが為に暇日を請ふ」ということばそのままのかたちが発想される必要はない。「穢れし衣服」なり、「洗はむ」なり、「暇日」なり、「請ふ」といった語彙が発想され、自然なかたちのことばが組み立てられようとするとき同時に、漢語と漢文的の発想によつて、「穢れし衣服洗」（あるいは「為穢衣服洗」）や「請暇日」が発想され、それを文字にうつすのに定型の構文である「右請」をまず置いたうえで、以下の「穢衣服洗為暇日」が統けられる。その様な結果としてここに書かれたことばがあるというようなことが、あつたのではないか。次の文書、

美努人長謹解 申請暇日事
合三箇日

右為療親母之胸病
請如件謹以解（美努人長解、続修20、⑧）

については「美努人長謹みて解す。暇日を請ふ事を申す。合はせて三箇日。右、親母之胸の病を療せんが為に、請ふこと件の如し、謹みて以て解す。」と訓読されるが、ここでは「請」が理由のあとにおかれている。この場合、「暇日」はあらわれて

いないが、当然「請ふ」の対象は「暇日」であり、もしからわれたとすれば、訓読したときには先の文書と同じく「暇日を請ふこと」となる。つまり、「請」が前に置かれようと後におかれようと、訓読すればおなじ「ことば」となるのである。

「為」にも同じことがいえる。先の文書では「穢衣服洗為」とあり理由のあとに「為」がおかれ、この文書では「為療親母之胸病」と「為」が理由の前におされる。前者が日本語の語順に従つたものであり、後者が中国語の語順に従つたものといえるが、この場合、発想されたことばを日本語的な語順のことばととらえるか、中国語的な語順のことばととらえるか。訓読すれば同じことばになるそのことばが、そのまま発想されたことばといいうのであろうか。書かれたことばは、たしかに異なるのである。

このように見てくると、発想されたことばと書かれるべきことばとのあいだには、段階的な差があるといわざるをえない。構文的な観点からみた場合、書きことばの文法として漢文的の構文か日本語的構文かの選択は比較的自由であつたとおもわれる。漢文的構文を意識した場合、日本語の語順で発想されたことばとはことなる語順となるであろうし、意識しなければそのまま日本語的構文となるのである。あるいは逆かもしけない。

書くことが漢文的に書くことを前提としてあつたと考えるなら、日本語の構文を意識すれば、そのように書けたかもしれないが、それを意識しないかぎりは漢文的に書くことがおこなわれたのではなかつたか。

やはり以前取り上げた、正倉院に残る二通の「小治田人公」文書（正集44、続々修27—4）では、推敲された跡がうかがえるが、それは日本語的な要素を漢文的に改めるものであつたし、時代は下るが御堂関白記の自筆本と写本との間にも、日本語的な部分が漢文的に改められた痕跡を多数指摘できる。^(注5)このことからすれば、日本語的構文が発想段階にあつて、いくつかの段階をへて漢文的に書かれることが考えられるのだけれど、それは裏を返せば、漢文的な書き方がつねに指向されたということである。いずれにせよ、そこには事柄を表現しようとして発想された日本語的なことばと漢文的に発想される書かれるべきことばとが、語彙的にも構文的にもまじりあいながら、文字にあらわされて、当時の書きことばとしてあつたことになる。そしてそのまじり方の度合いは、すぐれて漢文に近いものから日本語の語順に従つて漢字をならべたものまで、ひろい幅をもつてあつた。それがいわゆる変体漢文という、当時の、漢字をつかって日常に書く方法の実態ではなかつたか。

さらに付け加えるならば、その書かれたことばは、読まれるべきことばと文字を介して、一対一に対応するものではない。発想されたことばと書かれたことばとのあいだにゆるやかな文法性によって差異が生じたように、また、漢語か和語かの認定において差異が生じたように、文字列から実現されることばはけつして一樣ではないのである。そこに存する差異を捨象して、読むという行為において実現することばは、書かれた事柄に対する一つの解釈の実現としてのことばにすぎないということも可能であろう。しかしながら、そうだとするとことばは文字によつて正確に伝達しうるのかという不安が生じる。はたして、文字によつてはことばは伝達しえないのである。あるいは、書かれたことばはことばとして復元できないものなのだろうか。

五 読むことばと書かれたことば

文字はことばを書きあらわすことによつて文字として機能する。そのかぎりにおいて、文字はことばを書きあらわすものでなければならない。書かれた文字の背後には、書かれたことば（音に還元しうることば）が、たしかに存在するのである。

前節までの議論で、ことばが音を離れて文字に定着したとき、

そこに読まれるべきことばといふものの成立する可能性の生じることがあきらかになつたかと思う。そもそも、漢文を訓読するという行為、中国語を日本語で読むという行為は、書かれたことばと読むことばとの決定的な乖離を意味する。

簡単なことである。『論語』はすぐれて規範的な漢文である。

それは、漢文として、つまり、どの地域であつても中国語として読まれるべきことばがそこには記されている。それが中国語を母語としないものによつて、たとえば古代の日本列島において、そのことばの理解の方法としての漢文訓読といふことがおこなわれるとき、日本語のかたちがそこにあらわれる。訓読されたことばはもはや中国語ではなく日本語である。元来、漢文訓読は中国語を解釈するための方法であつたのだろうけれど、そこには書かれたことばがまったく別のことばとして読まれるというような、ことばと文字との関係が象徴的にあらわれているのである。

今、『論語』がそのまま白文で書かれているものをとりあげて、それが訓読されるとしても、漢文であることは、誰も疑わない。徳島県觀音寺遺跡から出土した木簡に、誤つて日本語の語順になつてゐる個所のある『論語』が書かれていても、あるいは、平安時代の訓点資料の中に、日本語で読むための訓点が記入さ

れた『論語』があつたとしても、やはり漢文であることにかわらない。漢字の文字列が全体として中国語の格をたもつていてからである。ただし、木簡の『論語』の背後には日本語による訓読が想定されるし、訓点資料の『論語』を読むべきことばは、中国語ではなく日本語でなければならない。そしてそれを書き下し文として書いたならば、書かれたものはもはや中国語ではなく日本語であるが、そこでよまれるべきことばは、訓点記入された漢文と等価なのである。また、書き下し文が、漢字仮名交じりであろうと、仮名だけで書かれようと、あるいはローマ字で書かれようと、書かれたものとしては、まったくことなる様相を呈しているが、読まれることばは同じであるということになる。

これほど極端でないにせよ、いわゆる変体漢文とそのヨミ（読まれることば）との間には同様の事情がある。奥村悦二によつて明らかにされたように、正倉院に残る二通の仮名文書は、その発想に漢文ないしわゆる変体漢文で書かれるような日常文書の形式があつた。^(注6)また、同じく仮名書きされた散文に二条大路出土の文書本簡の割り書きはあるが、やはり日常文書を訓読したような文章となつてゐる。このことは日本語でそのような文書が書かれるときには、漢文を訓読するようなことば、さらにその背後にある漢文の発想で文章が作られたといふことをしめしていよう。ちょうど、近代日本において、ある種の文章は漢文訓読調でしか表現しきれなかつたこと、つまり漢文が、発想される日本語の背後にあつた（齊藤希史『漢文脈と近代日本——もう一つのことばの世界』）（二〇〇七、日本放送協会）こととよく似た状況が考えられるのである。とするならば、いわゆる変体漢文で書かれたことばと仮名文書に書かれたことばとは、漢文と書き下し文との関係になぞらえることができるのではないか。訓読を介して、漢文ないしわゆる変体漢文という書きことば（書かれた文字列）と発想される日本語とが、文字ことばとの関係として深く結びついているのである。

書かれたことばと書かれた文字列、そして読まれるべきことばとのあいだには、このような段差がある。ここに文体ならぬ表記体を考える必要性が生じるのである。

六 文体と表記体

平安時代の日本語散文は、女流の仮名文学作品に用いられるようないわゆる和文体と漢文訓読体とにおおきくわかれるが、

仮名文学作品の中でも、『土佐日記』や『竹取物語』など初期の男性によると思しいものには、漢文訓読的な要素が多く指摘される。^(注8) それは、和文体の確立するまでに漢文ないしいわゆる変体漢文のことばが、発想の背景にあつたことをもののがたると考えられよう。それが日常の書きことば（書記するためのことば、書かれたことば）の実体であった。そして仮名は、それを日本語散文として実現し確立させた文字であった。つまり、書くという行為において、書かれるべきことばは、ウタでないかぎり、漢文ないしいわゆる変体漢文として発想されるようなことばでしか書かなかつた（書けなかつた）のが、それをウタにならつて仮名で書くようになると、もはや発想されたことばをそのままのかたちであらわした、文体として漢文ないしいわゆる変体漢文とは異なる日本語散文のひとつのスタイルを獲得したのだと、いかえることができるるのである。

いまだ想像、思いつきの域を出ないが、ひらがなが成立し、初期仮名作品にならつて日本語のことばがそのかたちどおりに書かれるようになると、漢文訓読の発想によらない、つまり背後に漢文ないしいわゆる変体漢文の必要がない発想のことばを文字に記すことも可能になった。つまり女性も含む日常の生活のことば、もともと日本語として発想されるようなことばまで

の男性によると思しいものには、漢文訓読的な要素が多く指摘されるようになる。それが和文体のことばではなかつたか。そして、和文体の作品が多くの和歌を含むのは、そのようなことばと歌のことばとの親近性があつたからではなかつたか。想像はさておき、とにかく、平仮名の成立によつて和文体が登場することにより、日本語散文は、二種類の文体をもつことになつた。

仮名で書くことがひとつの中體を作り上げたのである。

さらに、平仮名で書かれる和文と漢字に片仮名を含めることによつて成り立つ漢文訓読文、この二つが混淆して和漢混淆文が成立し、現代の文体の基礎となる。それには表記体の転換が必要条件としてあつた。^(注9) ここでも表記体は文体の形成に大きな意味を持っていたのである。

ところで、表記体の転換は仮名の成立をまたずとも、漢字専用時代にあつて漢文ないしいわゆる変体漢文と漢字の用法としての仮名とのあいだでおこなわれている。『万葉集』に同じ人麻呂歌集歌が正訓主体で書かれたり、仮名で書かれたりする（拙稿『擬似漢文の展相』〔一〇〇五・三、『国語文字史の研究』八〕）。この場合、書かれるべきことばは同じであり、書かれたことばは異なるといえるだろうか。そうではなく、書かれるべきことばも書かれたことばも同じ歌であると考えなければならぬいた

ろう。つまり、文体は同じで表記体が異なるのである。^(注10) 前節にふれた二通の正倉院仮名文書は、オリジナルの資料であるけれども、原理的にみて、いわゆる変体漢文から仮名に、表記体を変換したものとみることが可能である。つまり、漢文ないしいわゆる変体漢文も読み下して仮名で書くことが可能となつたのである。ここにもひとつの和漢の混淆がある。

あえて、両者に違いを求めるならば、仮名書きは日本語のかたちがそのままあらわされていることによって、文字とことばとの対応が密接であるのに対して、漢文ないしいわゆる変体漢文は文字とことばとの対応が薄いということである。ただこの違いこそ、漢字による日本語書記のもつとも重要な点であり、仮名で書くことによつてはじめて読まれるべきことばとしての日本語は、それとしてあらわされる。そうでないかぎりは、漢文といわゆる変体漢文とにおいて表記体としての差はないといえるのである。

おわりに

文字とことばとの関係を書かれたものを中心において、そこにいたる発想されたことばと書かれることば、そして書かれた

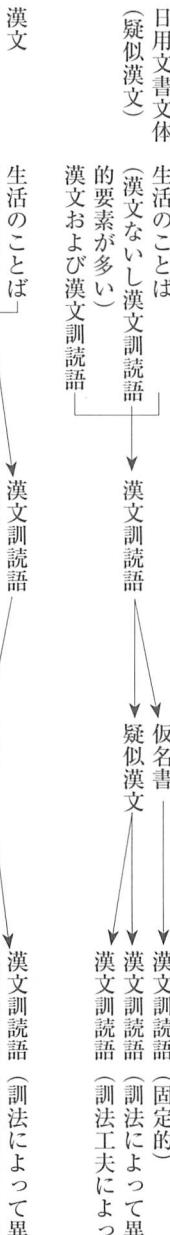
ものを読むときのことばを考えてきて、そこに段階的な多様性をみとめ、漢字を中心とする書記においては、漢文ないし漢文訓読的なことばが、書かれることばはもちろんのこと、発想されることばの段階にまでおよぶと考えることで、古代の日本語書記、とくに散文の書記において「漢文的に書く」ことの意味、「仮名で書く」ことによって歌独自の書記の展開を見る。そして散文は、「仮名で書く」ことによって、また歌とは異なる書くことにおける展開を果たした。そこでは漢字と仮名とが（漢字の表語用法と表音用法もふくめて）対立的にとらえられる。日本語散文の文体特徴も、結局は漢字と仮名とを対立軸として把握すべきであるということになる。となると、以前に考えた、漢文と仮名書きという文体概念と表記体概念とを対立的にとらえ、^(注11) それ以外をすべて擬似漢文におさめてしまうという、文体把握を結局は打破できないままとなつてしまつた。訂正するすると、それは表記体の把握とするほうが妥当であるということである。ただし、書かれたことばという意味での文体としては、やはり、漢文体、擬似漢文体、ウタ文体の三種類しか今のところ考へが及ばない。^(注12) 文体と表記体、そしてことばとの関係を図示すれば次のようになる。

【ことばと文体と表記体の相関図】

文体 発想されることば 書記されることば 読まれることば

表記体
(書記されたことば)

読まれることば



*ウタの表記における漢字仮名交じりや、疑似漢文における全体に宣命書きを採用する表記体の位置づけについては保留してある。

思考停止と評される把握^(注13)以前に進んでいないことが現状である。前稿以来十年間、思考は停止したままに過ぎた感がある。

いや十年どころか、五十年前にかめいが「古事記は よめるか」と問い合わせた議論が、筆者には、いまなお同じ輝きをもつて生きつづけていること、そしてそこにいままだとどまっていることを確認して、論を閉じることになる。近年の木簡の大量出

注

である。

(1) 「古事記は よめるか」『古事記大成言語文字篇』(一九五七、平凡社) のち『日本語のすがたとこころ (二)』(一九七五、吉川弘文館) 所収

(2) 東野治之「古事記と長屋王家木簡」、犬飼隆「文字言語としてみた古事記と木簡」、いずれも『古事記の世界 上』(古事記研究大系十一、一九九六、高科書店) 所収

(3) 「他田日奉部直神護解をめぐって—非分節要素の表記と宣命書き—」(二〇〇二・三)、『日本語の文字・表記—研究会報告論集』(国立国語研究所)、のち『漢字による日本語書記の史的研究』(二〇〇三、塙書房) に補訂して所収

(4) 正倉院文書には「起・自・始・至・迄・及」が自由に組み合わせられる。これを、「() 起 (をたてて)・自 (より)・始 (よりはじめて)・至 (にいたるまで)・迄 (まで)・及 (におよぶまで)」という「ことば」で発想しわけていたとするには無理がある。「()より()まで」という和文的発想とそれに対応する漢文の措辞との枠組みで(あいだに漢語表現「起(キ)・自(ジ)・始(シ)・至(シ)・迄(キツ)・及(キフ)」)が介在したとしても) 書記されたと考えられる。もちろん、そこに結果されたことばが存在しうるのは、そのとおり

(5) 抽稿「擬似漢文成立の一方向—『御堂閑白記』の書き換えをめぐつて」(二〇〇四・三、文学史研究44号)

(6) 奥村悦三「仮名文書の成立以前」『論集日本文学・日本語上代』(一九七八、角川書店)、同「仮名文書の成立以前統』(万葉99、一九七八・一二)

(7) さらにいうなら、そのように発想されることばしか、書きしるす必要がなかつたということなのだろう。『古事記』や『風土記』に記されたものがたりも、基にあることばは別として、書かれたことばはそのようなもの(漢文ないしわゆる変体漢文)であったのである。

(8) 阪倉篤義『日本古典文学大系9竹取物語・伊勢物語・大和物語』解説(一九五七、岩波書店)、奥村悦三「かなで書くまで—かなとかな文の成立以前」(万葉135、一九九〇)、「話すことと書くこととの間」『国語と国文学』六八—五(一九九五・五)、「書くものと書かれるものと」『状況一九九六別冊』(一九九六・五)など。

(9) 抽稿『シリーズ日本語史4日本語のインタフェース』第三章 日本書記の史的展開(二〇〇八、岩波書店)

(10) もちろん、表記体の異なりは、表現の異なりでもある。

そこに文字表現ということが成立する。その違いは当然、歌のことばに影響を与えることになる。正訓字主体に書かれる歌として発想されるようなことばが当然、もとより考えられてよい。

(11) 拙稿「擬似漢文の展相」(二〇〇五・三、『国語文字史の研究 八』)

(12) 宣命と祝詞の文体を、擬似漢文から独立させるようなことが考えられるかもしだれないが、そこにはみとめられる漢文的要素には注意する必要があり、いまだ、その検討には及ばない。今後の課題である。

(13) 小谷博泰『木簡・金石文と記紀の研究』(二〇〇六、和泉書院)、および拙稿同書書評(万葉199、二〇〇七・一二) 参照

(14) 犬飼隆『木簡による日本語書記史』(二〇〇五、笠間書院)

(いぬい よしひこ／本学教授)